

J. O. R. S.

2014 ジムニーオフロードスピリッツトライアル大会

競技規則書



主催及び運営

J. O. R. S. トライアル大会実行委員会

協力

日本ジムニークラブ各支部他

【第1条】 開催趣旨について

本競技会は四輪駆動車によるオブストラクトライアルであり、モータースポーツとして開催するものとする。近年の関東近郊のトライアル大会の減少に歯止めをかける為に開催する。四輪駆動車の運転技術向上、車輛部品の研究開発の為に開催するが、初級から上級者まですべてを対象とする。

【第2条】 競技名称について

2014ジムニーオフロードスピリットトライアル大会(以下2014JORSと記す)とする。

【第3条】 主催者について

2014JORS実行委員会が行う。

【第4条】 運営・協力について

主催・運営は下記団体が行なうものとする。
運営:2014JORSTライアルシリーズ実行委員会

【第5条】 大会実行委員について

以下のものを実行委員とする。

大会役員	東條 晴正	大会役員	鈴木 君夫
大会役員	西田 義則	大会役員	山田 直美
大会役員	中澤 吉徳	大会役員	野村 和正

【第6条】 開催日及び開催場所について

今大会は下記日程で開催する。

2014年8月3日(日) 富士ヶ嶺オフロードコース
参加費12000円(入場料不要)

【第7条】 参加車両について

今大会に参加を希望する車両は以下の項目を遵守するものとする。

- ・ 四輪駆動車全般、但し産業用・農耕車は認めない。ナンバー付で参加する車両については有効な保安設備を装備している事。(小型特殊登録車両はナンバー無車両とみなす。)
- ・ 乗員の安全を確保できる4×3点式以上の有効なシートベルトを装備している事が必要で、取り付けは裏板を当て一般的競技基準に則り取り付けなければならない。
- ・ ドアを外す場合は減点1を付す。(SJ10等ドアのない車両も同様とする)この場合も落下防止バー等の措置を講じる事が望ましい。
- ・ ドアは自作品でも構わないが、一般的ハーフドアサイズ以上とし、全面がパネルとなっていること。(足が露出するウォークスルータイプのドアは減点対象とする)
木製ドアの場合ささくれ等発生しない処置を施すものとする。
- ・ 幌車及びドアを外している車両は6点式以上のロールケージを装着すること。バン車も4点式以上のロールバーを装着していなければならない。
- ・ ナンバーなしとして申込みした車両については6点式以上のロールケージを装着すること。
(当日ナンバーなし車両と判定された場合はこの限りではない。但し明らかにナンバーなし車両と判断できる車両はこの補助規定を準用しない)
- ・ ノーマル車、改造車を問わず有効な消音装置を備えていること。
- ・ 前後に有効な牽引フックを取り付ける事。(フレーム・シャックルは、牽引用フックとは認めない。)
- ・ タイヤチェーン、スパイクタイヤ、農耕用タイヤ及び競技専用タイヤの使用は禁止する。(一般タイヤの常識的グルーピングは可とする)
- ・ ナンバー付き車両についてはタイヤのサイドウォールが車検証記載のボディ巾よりはみ出してはならない。はみ出している場合は減点1を付す。(但しオーバーフェンダーのみはみ出しの場合は対象外とする。)ナンバーなしとみなされた車両もタイヤの幅の1/3以上がボディーから飛び出してはならない。

- ・ 車輛の各オイルキャップ(ブレーキオイル、2サイクルオイル、パワステオイル等)及びバッテリー端子はテーピングを行うこと。4サイクル車等のオイルキャップは車検時にしまっている事を確認する。
- ・ ナンバー付きの車両は、ボンネット・リアゲートの交換、サイドシルのカット等車検可能な状態までを認める。但し改造申請登録が終了していることが望ましい。車検更新が不可能なボディ改造を行なっている車両はナンバーなし車両とみなす。
フロントウインドウについては枠があればノーマルクラスとして取り扱う。
- ・ ステアリングブレーキ等ブレーキラインを改造している車両はナンバーなし車両とみなす。(今大会において使用できない様修正を加えてある車輛はナンバーつき車輛と認める)
- ・ FF化できるトランスファーへの改造はナンバーなし車両とみなす。
- ・ 競技車両は消火器を備える事が望ましい。
- ・ 燃料タンクは、純正または転倒時に燃料漏れを起こさない安全なものを使用し、確実に固定すること。又転倒時競技者に直接掛からないよう覆いをする事。(燃料タンクを著しく変更または移動した車両はナンバーなし車両とみなす)
- ・ 仮ナンバーでもナンバーがついていればナンバー付きとしてエントリー可能とする。
- ・ 車検が取れていれば冷却水系統、排気系統の位置変更は構わないが、室内とは完全に分離した状態である事。
- ・ シートの変更は自由であるが、取り付けには十分な強度を有する事。

【第8条】 服装の規定について

競技者は、競技中は首から下の肌が露出しない服装とし(レーシングスーツが望ましい)、ヘルメット(JIS2種・ジェット型以上の物:半キャップは不可)、グローブ(指先から手首まで覆う物、レーシンググローブが望ましい)を着用すること。

レーシンググローブ以外の布製の手袋(軍手等)やビニール等の手袋は認めない。(皮製のグローブは可とする)

【第9条】 クラス分け・付加減点について

ホイールベース・改造等によるクラス分けは行わない。但しナンバーなしで申込した車両及びナンバーなしとみなされた車両は1セクション1点のハンデキャップを設定する。(SSセクションも含む)

またドアを外して参加する車輛、タイヤがボディよりはみ出している車輛は車検時に1点のハンデキャップを設定する。(両方でも1点)

【第10条】 参加資格について

日本国内で有効な運転免許証を所有していること。(免許取得年令に達しない参加希望者について事務局が認めた者はこの限りではない)

但し20歳未満は親権者の確認を得ること。(申込書にて確認する。)

おおらかな心をもって大会に参加し、些細なオフィシャルのミスは笑って済ませる事が可能なこと。

【第11条】 参加制限について

出場台数は130台以下とするが、主催者が任意に変更できるものとする。

- ・ 同一車両での重複参加は1台につき2名までとしてその場合申し込みは別々に行う必要があり1申し込みを出場1台とみなす。
- ・ 競技中ナビゲーターの同乗は禁止する。

【第12条】 参加料について

エントリードライバー1名についての費用である。

参加費は12,000円とする。申込み期日を過ぎ大会前日迄の申込みは1,000円追加、当日の申込みは2,000円追加とする。

参加者、ギャラリーに対し大会自体では入場料を徴収する事はない。(会場側の方針が変わる場合は会場方針に準じる)

実行委員会側では昼食及び飲料は用意していない。

【第13条】 参加申込方法及び受付について

申し込みは大会事務局指定の申込先に「大会参加申込書」(本紙末尾)に捺印の郵送及び参加費を銀行口座振込みにより申し込むものとする。(従前の現金書留も可とするが振込みを優先する)
申し込みは各大会の1.5ヶ月前から1週間前まで受付けるものとする。尚受付順にグリットを確保できるものとする。
受付開始日以前に入金された場合は受付初日の最終受付け(当日着分を優先)とする。
今大会において受理書を発行する。大会当日受付時に持参の事。
主催者は理由を明示する事なく参加を拒否できるものとする。この場合参加料は事務局手数料(1000円)を差し引いて申込者に返送する。
正式受理後の参加費はいかなる理由があっても返却されない。

【第14条】 参加申込について

銀行振り込み又は現金書留による先行入金により申し込み受付とする。共に申込書の郵送(現金書留の場合合同封の事)を必要とし、銀行振り込みの場合振込みが確認できない場合受理とはならない。

参加申込み書の郵送先及び振込口座は下記の通りである。

郵送先

〒156-0054 東京都世田谷区桜丘5-31-10-702

2010JORS. T 事務局 野村 和正宛

銀行口座

三菱東京UFJ銀行 新宿支店 普通口座

振込口座番号 3551700

振込口座名義人 野村和正(JORS実行委員会)

【第15条】 車両及びドライバーの変更について

競技車両の変更は当日の競技受付時まで認める。受付終了後の変更は認められない。
またドライバーの変更は認めない。

【第16条】 タイムスケジュールについて

競技当日のタイムスケジュールは以下の通りとする。但し主催者が必要と認めた場合この限りではない。

・ 入 場 受 付	6:00～
・ 競 技 受 付	6:30～ 8:20
・ 車 検	7:00～ 8:25
・ 開 会 式	8:40～ 8:45
・ ドライバースミューティング	8:45～ 8:55
・ 競 技 (午 前)	9:00～12:00 (10:30頃 10分間のオフィシャル休憩有)
・ 昼 休 み	12:00～13:00
・ 競 技 (午 後)	13:00～15:00
・ 表彰式及び閉会式	15:30～

大会の役員は、車検時間以外でも必要に応じて競技車両の検査・修正を指示できるものとする。
競技車両が切れ目無くコースインしているにも拘らず競技が終了しない場合は主催者の判断で競技時間を延長する。但し最長でも30分までとし、それ以上の延長は行なわない。
同一セクションで30分以上競技者がセクションインしていない場合競技時間の延長は行なわない。

【第17条】 車両検査について

車検は参加が認められた車両が、第8条及び第9条の規定に適合している事を確認するものである。

- ・ 参加者は競技受付終了後オフィシャルの指示に従い速やかに車検を受けなければならない。
その際、レンズ類(ガラス、プラスチック共)の飛散防止処理、バッテリー端子、コイルにショート防止処理、油脂・液体収納部のキャップの脱落防止、ならびにゼッケン・ステッカーを指定の場所に貼付けをし、使用する服装、ヘルメット及びグローブを提示する事。
- ・ 技術委員は不相当と判断した個所について修正を命じることができる。修正を命じられた車両は、競技開始前までに再車検を受け、合格しなければならない。

【第18条】 競技について

競技は5つ以上のセクションを設け、各セクションの減点の合計の少なさにより競うものとする。

セクションのうち最低1個所はSSセクションとする。

減点数が同じ場合はセクションのクリーン数の多いもの、それでも決まらない場合はクリアセクションの多いもの、SSタイムの早いもの、採点表の提出の早いものの順で競うものとする。

- ・各セクションの所要時間は3分以内とする。
- ・セクション内の減点及びタイムキーピングは競技委員が行う。
セクションインは競技委員の指示に従い、またセクションアウトした競技者は競技委員により採点表の記入を受けなければならない。
- ・各セクションとも前進で進入し、前進で競技を終了しなければならない。
コースアウトは車輛後端の通過をもって採点する。転倒状態の場合は通過と認めない。
- ・減点は各セクション最高10点とする。
- ・指定場所への採点表の提出をもって競技終了とする。
- ・開会式時に競技委員長より特別ルールの説明があった場合は特別ルールを優先する物とする。
- ・各セクションは競技終了後速やかに撤収するものとする。

【第19条】 減点基準について

以下の基準を採用する。

- | | |
|---|---------------|
| ・ 車両のホイールベース未満のバック | 1回毎に 減点 1 |
| ・ 車両のホイールベース以上のバック | 1回毎に 減点 3 |
| ・ 5カウント以上の停止 | 1回毎に 減点 5 |
| ・ コーステープタッチ、セクションカット | 減点10 |
| ・ タイムオーバー | 減点10 |
| ・ 転倒 | 減点10 |
| ・ 積載物の車外落下や液体漏れ、ドア開き等の危険行為 | 減点10 |
| ・ 車検で許可されていないヘルメット等の着用 | 減点10 |
| ・ 他者からの誘導、アドバイス | 減点10 |
| ・ ドライバーのセクション構造物への接触 | 減点10 |
| ・ エスケープ(申告制とする、但し各セクションとも競技参加者の列に並び自分の順番時に申告の事) | 減点10 |
| ・ コーステープに触らず車体全体がセクション外に出た場合 | 減点10 |
| ・ セクション内の減点ルートでの走行 | 各減点ルートの表示による |
| ・ ナンバー付き車輛でドアを外している車輛及びタイヤがはみ出している車輛 | 開始時に 減点 1 |
| ・ ナンバーなし車両、ナンバーなしとみなされる車両 | 1セクションにつき 減点1 |

【第20条】 失格について

次の行為をした場合、大会委員長の判断により参加者は本競技会の参加資格を失うものとする。

- ・ 競技委員の重要な指示(公式通知を含む)に従わなかった場合。
- ・ 不正行為をしたと判断された場合(競技中のギャラリーの指示は不正行為とみなす)
- ・ 第17条2項の指示に従わず車両の修正を行わなかった場合。
- ・ 人身事故を起こした場合。

【第21条】 抗議と抗議時間の制限

参加者は自分が不当に処遇されていると判断した場合、これに対して抗議する事ができる。但し本競技規則書に対する抗議は受け付けない。

- ・ 抗議を行う場合は必ず文書にて抗議事項を明記し、審判長あてに1件につき金1万円を添え暫定結果発表後10分以内に大会本部に提出する事。
- ・ 抗議料は抗議が成立した場合のみ、審判長の判断により返還される。
- ・ 抗議に基づき何らかの費用が発生し、抗議が成立した場合は抗議対象者が負担する。また、不成立の場合は抗議提出者の負担とする。
- ・ 抗議に基づき発生した費用の算出は大会役員が行う。
- ・ 各セクションは競技を終了したら撤収するので抗議に必要な資料は抗議者が自ら準備をする事とする。

【第22条】 競技会の延期・中止・打ち切り等について

主催者は特別な事情による場合において競技の延期・中止・打ち切り、及び競技時間の延長、短縮を行う事ができる。

中止の場合、参加費は運営事務局が必要経費を算出し、残金を参加者に返却する。競技を途中で打ち切る場合、参加費は返却しない。

【第23条】 損害賠償について

参加者は競技会において発生した物損、人身に関する損害について自身の責任を持って賠償しなければならない。

参加者は主催団体又はそれに属する個人が一切の責任を負わない事を承諾し、競技会に参加しなければならない。

【第24条】 賞典について

各レースでの賞典は以下の通りとする。

- | | |
|--------------------------------------|-----------------------|
| ・ 総合1位～6位 | トロフィーと賞品 |
| ・ レディース賞 | 1位～3位に賞品(参加人数により変更あり) |
| ・ 当日賞 | 24位(8×3=24)に賞品 |
| ・ 32回賞 | 32位に特別賞 |
| ・ 飛び賞 | 当日発表される基準に基づき賞品 |
| ・ 遠方賞 | 当日最遠方より来たエントラントに賞品 |
| ・ ファーストクリーン賞(SSを除くセクションで最初にクリーンした車輦) | 賞品 |
| ・ SS賞(SS最速者) | 賞品 |
| ・ チーム賞(参加車が一番多いチーム) | 賞品 |
- 表彰式時点で対象者が在席していない場合賞品の授与は行わない。

【第25条】 その他

競技規則については当日の発表を優先する。

2014ジムニーオフロードスピリットトライアル大会 参加申し込み書

氏名	ふりがな	年齢		性別	男・女
住所	〒 -	血液型	RH		
連絡先	()	緊急連絡先	氏名	続柄	
車名及び 車両形式			メールアドレス		
			免許有効 期限		
車両 ナンバー		車検有 効期限		所 属 ク ラ ブ	
トライアル暦		昨年度の 最高成績		今年度の 参加状況	
改 造 個 所					
<p>《 誓 約 書 》</p> <p>私は本大会の規則書を熟読し、十分にその内容を理解、了承致しました。 私は本大会に参加する為の運転技量を持ち、車両も大会規則に合致するものです。以上の事を踏まえ、私はここに参加費を添え、大会への参加を申込みいたします。 なお参加にあたって、私は細心の注意を払い競技規則を遵守する事を約束いたします。万一事故等により、私あるいは第三者の車両及び付属品が破損した場合、私あるいは第三者が負傷・死亡その他損害を被った場合でも、民事・刑事をはじめ、賠償を含むすべてについて私個人の責任において処理する事を誓います。 また、いかなる場合でも主催者・大会役員・会場及び他の競技者等に対して非難や責任の追及及び、損害賠償の請求をしない事を署名・捺印の上誓います。</p> <p>大会委員長 殿</p> <p style="text-align: center;">平成26年 月 日 <u>参加者氏名</u> 印</p> <p>* 参加者が20歳未満の場合は親権者の署名も必要です。 親権者氏名 印</p>					
受付No.	受付日	受理書	参加料	ゼッケン	